

平成21年5月19日

芸術文化担当課 御中
行政財産管理担当課 御中

九州地域演劇協議会
理事長 仮屋園 修太

地域演劇等舞台芸術振興のための小劇場設立要望について

私たち、九州地域演劇協議会は平成20年4月1日に、九州の地域演劇の発展のために設立された組織です。私たちは地域演劇を活性化するために、各地域で拠点となる100席前後の小劇場が必要であるという結論に至りました。

つきましては、各地域での小劇場の設立について下記のとおり要望する次第です。既存施設の建替や遊休施設の活用等の際に下記要望をご考慮いただけますと幸いです。

記

要望の趣旨

客席数100席前後の小劇場の設立を要望します。

地域演劇を行う劇場については、客席数100席前後の劇場がもっとも適した劇場です。地域舞台芸術団体（以下「劇団等」という。）の観客動員力や創立間もない劇団等の表現が届く範囲、劇団等の育成という観点から必要な規模の劇場です。稼働率や初期費用、運営の方法についても考え方をまとめております。

なぜ客席数100席前後の小劇場の設立が必要か

1. 劇団等の観客動員力について

九州演劇人サミット¹での各地域の舞台芸術表現者の意見によると、設立間もない劇団等の場合は、劇団等の固定客というものがおらず、多い場合でも一般的に観客動員は300人前後を上限とすることが多いようです。

このため、週末の土曜・日曜で3～4回の公演を行うとして、客席数100席前後の劇場がもっとも適当ということになります。

客席数300の劇場で1回公演するという選択肢もありますが、これでは肝心の「舞台の経験を積む」という点で、劇団の成長につながりません。

また地域演劇では、中堅劇団でも500人ほどの動員が大半であり、客席数100席前後の劇場で、十分に対応することが出来ます。

福岡にある客席108の小劇場、ぽんプラザホールが劇団等に利用され高い利用率²となっているのは、他地域でも参考になる事例です。

2. 旗揚げ劇団の表現が届く範囲

旗揚げ劇団の場合、演出家や役者の経験や訓練が行き届いていないという点を考慮する必要があります。演劇初心者が集まった旗揚げ劇団の場合、大きな劇場では、複雑な劇場機構を使いこなせず、役者も経験が足りないため広い観客席の隅々まで表現を届けることは困難です。これでは演劇の面白さを知る前に挫折してしまうでしょう。観客にとっても満足いかない結果となります。

この点、客席数100席前後の劇場であれば、演劇初心者の集まりでも、ある程度は自分達の表現意図を達成することが可能で、観客にとっても満足行く内容となります。

このクラスの劇場の場合、舞台機構・照明機構がシンプルで、舞台管理者の安全上のアドバイスを受ければ、専門のスタッフを雇わなくても公演が可能となるため、創作発表のハードルを下げる事が出来ます。

¹九州内の各地域で活躍する演劇人によるパネルトーク。これまで5回開催。(2005年3月 熊本 | 2005年11月 福岡 | 2006年6月 長崎 | 2007年6月 宮崎 | 2008年6月 佐賀) 2009年6月には鹿児島で開催予定

² *H19.10-H20.07の利用率 90%超

長崎や熊本では「舞台上舞台」という手法が実現されました。客席数が 1000 席を超えるような大ホールの舞台は舞台面が十分に広く、客席数が 150 席くらいの劇場の広さがあります。それを逆手にとり、大ホールの舞台上に、舞台から客席まで含めた仮設の小劇場を作ってしまうという手法です。

照明機構や劇場の設備が流用でき自由度の高い舞台づくりが出来る反面、設営には多くの労力がかかるため、定着するのは難しいようです。

3. 他地域から移入ではない、自ら地域の表現を創る

これまでの文化行政は市民に鑑賞機会を与えることを主としてきました。今後、地域分権の時代を迎え、他地域からの移入ではない、自らの地域の表現を創っていく必要があります。

首都圏や関西圏などの他地域からの刺激を受け、時に力を借りることがあったとしても、その地域の文化の担い手はその地域で生活する人々にほかならなりません。商業ベース、採算ベース、効率性のみにとらわれない長期的な視点で、地域性のある優れた文化の育成が重要です。地域の人々により創られ、地域の人々に観られることを立脚点とする地域演劇は、あらたな地域アイデンティティを創造し、特色ある地域づくりに貢献することができると思います。

価値観の多様化が言われて久しいですが、これは芸術文化の世界においても同様です。今後大量生産・大量消費型ではない、小規模ながら多様な価値観を表現する場が求められています。

小劇場を作ることでこのような場を保障することは、文化芸術振興基本法第四条³に規定された地方公共団体の責務を果たすことでもあると考えます。

福岡や北九州には客席数 100 席前後の公立の小劇場がありますが、それ以外の地域ではこの規模の劇場がほぼない状況です。そして、この規模の劇場は採算的に成立することが大変難しいです。

しかしながらこれらの小劇場が、地域の文化芸術の育成・活性化に大いに貢献することを考えたとき、小劇場を作るのは行政の大切な役割の一つであると言えます。

³ (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

4. なぜ、演劇なのか

演劇等舞台芸術は芸術文化の重要な一分野であり、人に見せる興行という側面以外に、様々な効用を持っていることが知られています。

演劇等舞台芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、多様性を受け入れることができる人材を育成します。コミュニケーション不全が取りざたされる今、演劇、なかでも地域に立脚した地域演劇の役割は大きくなると考えられます。

現在このような考えに基づき、各地域で演劇等舞台芸術を教育をはじめとする他分野の現場に応用する試みが増えてきています。

地域で優れた表現者を育成する場を創ることは、芸術文化のみならず、その地域の多様な問題に別側面からのアプローチを可能とすることにつながります。

小劇場の運用について

1. 稼働率について

もし、劇団の数が少なく、稼働率が上がらないことが想定されるようであれば、練習場として長期間継続して地域の劇団に利用させるという方法が考えられます。また、練習の過程を市民に公開したり、市民を対象とした演劇ワークショップを開催することもできるでしょう。

長い時間をかけて作品を作り上げることで質の高い作品が生まれ、地域の誇りとなる芸術団体が創出されます。そしてそれは地域の人々への芸術的な感性を刺激し、新たな舞台芸術団体の設立につながり、将来性のある若い芸術家の県外への流出を防ぎます。これこそが地域にいながらにして多様な文化芸術を享受できる道だと考えます。

2. 初期費用について

行政が所有する遊休施設を活用する場合、特段のリフォーム等は必須ではありません。

舞台芸術団体は日頃から何もない舞台上に必要なものを作り出す能力には長けています。小劇場として利用可能な遊休スペースがあれば、あとは地域の演劇関係者の能力を活用することで、地域の人々が求める小劇場が完成します。

3. 運営の方法について

施設使用料を光熱水費等の運営に必要な費用等にあてるようにし、運営を地域の演劇関係者が直接行うような形を取れば、運営にかかる費用を最小限に抑えることが出来ます。